

只木ゼミ前期第2問検察反対尋問レジュメ

文責:3班

1. 弁護側は弁護レジュメ1頁注4において「主観的因素を含めて解釈するには限界がある」と述べているが、この限界とはどのような意味での限界か。なぜ上記のように解釈するには限界があるとしたのか。
2. 弁護レジュメ2頁注7「身体の重要な部分」とあるが、それはどこか、その記載の根拠は何か。
3. 弁護レジュメ3頁16行目「傷害罪の構成要件に該当せず」とあるが、なぜ構成要件該当性が否定されるのか。
4. 検察側は、B説(生命に危険のある重大な傷害説)について、他の考慮要素とあわせて運用することを想定しているか。

以上